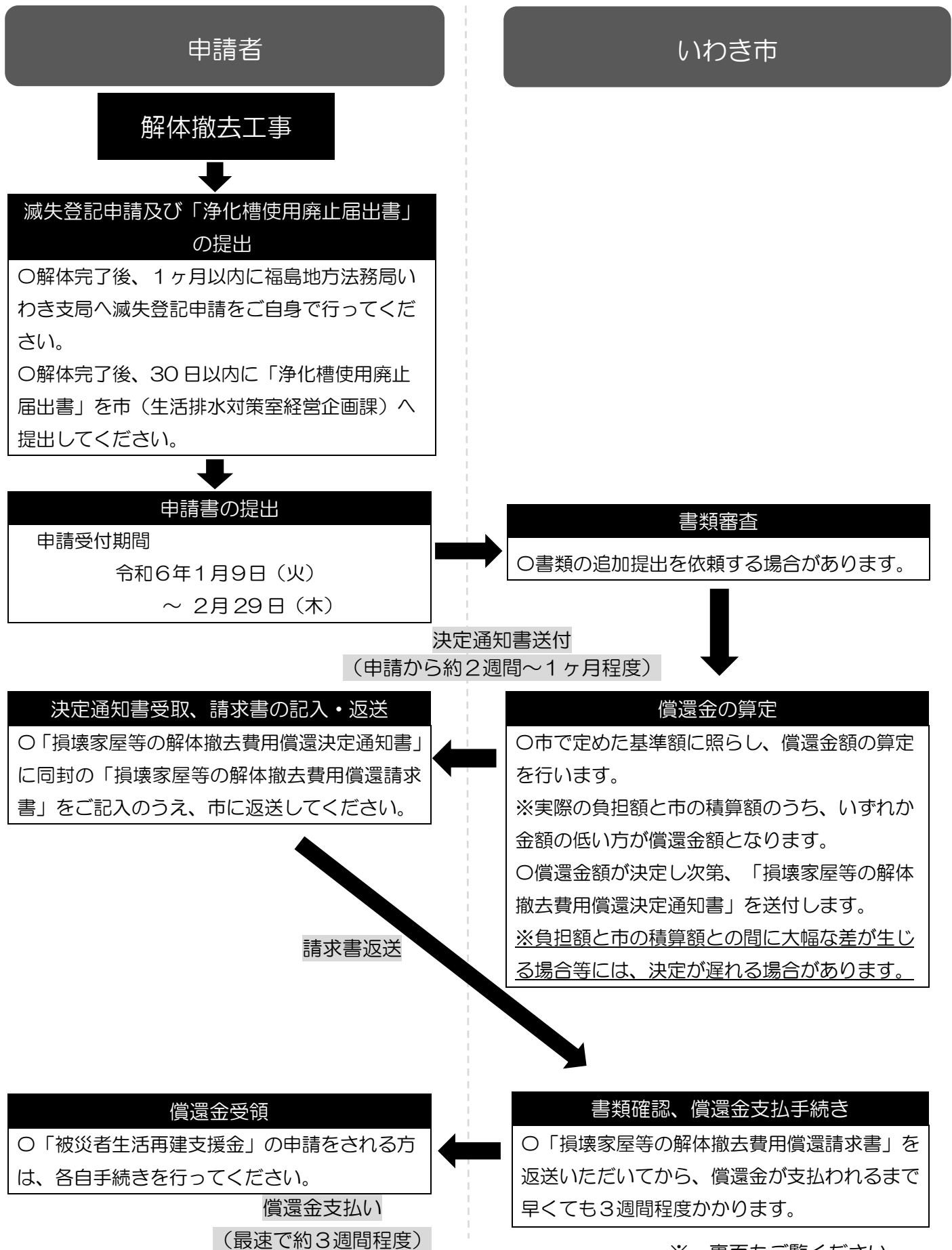


お知らせ（自費解体申請者の皆様へ）

全壊

○費用償還手続きの流れについて



○解体完了後の手続きについて

1 「浄化槽使用廃止届出書」の提出

解体後 30 日以内に市役所本庁舎 6 階 生活排水対策室 経営企画課
(TEL:0246-22-7519) へ提出してください。

2 建物の滅失登記

解体後 1 ヶ月以内に福島地方法務局いわき支局 登記部門(TEL:0246-23-1729) へ滅失登記申請をご自身で行ってください。

3 「被災者生活再建支援金」の申請（対象者のみ）

支援金の申請には、施工業者が発行する「取り壊し証明書」が必要となります。詳細は、保健福祉課(TEL:0246-22-7612)にお問い合わせください。

○注意事項

- 1 災害により「半壊」以上の判定を受けた家屋等のうち、生活環境の保全上、やむを得ず解体した家屋等が申請の対象となります。
- 2 建物以外（地下工作物、塀、擁壁等）、建物の一部解体、修繕後の家屋等については、費用償還申請の対象となりません。
- 3 償還金は、解体撤去工事の契約者にお支払いします。
- 4 実際の負担額と市の積算額のうち、いずれか金額が低い方が償還金額となります。
- 5 費用償還手続きについては、いわき市で定めた基準額に照らし、償還金額が確定し次第順次行いますが、実際の負担額との間に大幅な差が生じる場合などには、手続きに遅れが生じる場合があります。
- 6 申請時から通知等の送付先・連絡先に変更があった場合は、下記連絡先まで速やかにご連絡をお願いします。